大阪府中央卸売市場業務規程の改正について

資料３－１

■改正の理由

　　　今般、農林水産物の輸出を促進するため卸売市場法施行規則（以下「省令」）が改正（平成２８年４月１日）され、売買取引の規制が緩和されたことを踏まえ、大阪府中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」）の改正を行うもの。

■改正の内容

　・　卸売市場法の第３７条、第４４条では、

　　　　① 第三者販売

　　　　　　（卸売業者が市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をすること）

　　　　② 直荷引き

　　　　　　（仲卸業者が市場の卸売業者以外の者から買入れて販売すること）

　　　を原則として禁止しつつ、省令で定める特別の事情(※)がある場合等であって、業務規程に基づき開設者が認めたときは、特例としてこれらの行為が可能となっている。

　　　　　　　　　　　　※（第三者販売）残品の発生、他市場への供給etc.

　　　　　　　　　　　　　（直荷引き）入荷量の不足、取扱品目の欠品etc.

　・　今般の省令改正を受けて、

　　　　① 国内産農林水産物を輸出するため卸売業者が行う第三者販売

　　　　② 輸出のために仲卸業者が行う国内産農林水産物の直荷引き

　　　について、業務規程に必要な規定を追加する。

■施行期日　　平成２９年４月１日